

日本顎口腔機能学会利益相反委員会規程

平成26年10月 4日制定

平成27年 4月18日改正

(設置)

第1条 日本顎口腔機能学会（以下、本学会）会則第16条の規定、ならびに本学会の「研究等の利益相反に関する指針」第1条および第7条に基づき、本学会に利益相反委員会（以下、本委員会）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は産学連携活動により生じる利益相反問題に適切に対処（マネジメント）することにより、会員および本学会の名誉および社会的信用を保持することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 本委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 利益相反状態にある会員個人からのあらゆる質問、要望への対応（説明、助言、指導を含む）
- (2) 利益相反の管理ならびに啓発活動に関する事項
- (3) 利益相反に関する調査、審議、審査マネジメント、改善措置の提案、勧告に関する事項
- (4) その他、利益相反に係る必要事項

(組織)

第4条 本委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。また必要な場合、幹事1名を加える。

- (1) 本学会会長（以下、会長）が指名する会員若干名
 - (2) 外部有識者若干名
- 2 委員および幹事は、会長が理事会に諮って委嘱する。
 - 3 委員長は委員の互選により選出する。
 - 4 委員長、委員および幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 委員に欠員が生じた場合は、これを補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 本委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

- 2 本委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 本委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(補則)

第6条 この規程の施行に関する必要事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、本委員会の発議により、会則検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成26年10月4日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月18日から施行する。